

令和6年度介護ロボット実用化促進事業 「開発企業」募集要項

令和6年度介護ロボット実用化促進事業事務局
(受注者：株式会社善光総合研究所)

1. 事業目的

- 当事務局では、「さがみロボット産業特区」*1の取組の一環として、介護事業所での介護ロボット等*2の効果検証、検証結果の分析・公表することで、介護ロボット等の実用化を促進しています。
- 本募集では、介護事業所の抱える課題に対し、介護ロボット等を改良するとともに、改良後の機器を用いた効果検証に取り組む介護ロボット等開発企業を募集します。

*1 「さがみロボット産業特区」の取組についての詳細は、次のウェブサイトのとおり。
<https://sagamirobot.pref.kanagawa.jp/>

*2 見守り支援ロボットや移乗支援ロボットなどの介護ロボットだけでなく、介護業務支援のためのICT機器等を含みます。

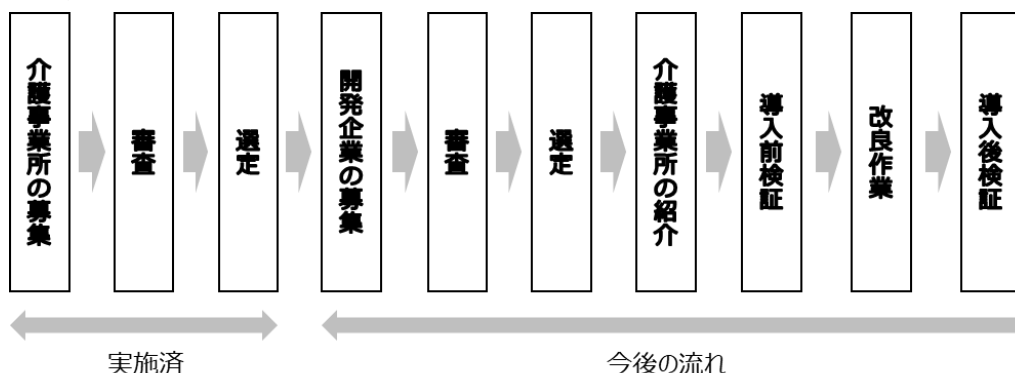
2. 事業の概要等

(1) 事業の概要

- 本事業は、介護ロボット等の導入に意欲的な神奈川県内の介護事業所を対象に、介護ロボット等を試験導入し、その効果を検証するものです。
- 本募集では、商品化済みの介護ロボット等を改良のうえ効果検証を行う開発企業を募集します。
- 効果検証を行う介護事業所については、すでに「別紙1県が選定した介護事業所及び課題」のとおり既に採択済です。介護事業所は、公募時に設定された次の課題を選択しています。

#	課題	想定機器
①	夜勤職員の業務負荷軽減	見守り機器（ベッドセンサー等）
②	利用者の転倒・転落防止	見守り機器（カメラセンサー等）
③	記録業務等の効率化	介護業務システム等
④	被介護者と介護職員（及び家族）との意思疎通	コミュニケーションロボット等
⑤	移乗支援時の介護職員の身体的負担の軽減	移乗支援機器（非装着）

- 介護ロボット等開発企業は上記課題から一つを選び、その課題解決に資する改良を行います。（課題の内容については、「別紙3 課題の内容」を参照。）
- 本募集の流れは次のとおりです。



- 事業所の紹介：事務局が採択済の介護事業所の中から適切な事業所を選択のうえ、開発企業に紹介します。
 - 導入前検証：事務局は、介護事業所の課題の深堀を行うために導入前検証として各種調査を実施します。開発企業は、介護事業所へのインタビューの実施や各種調査結果の提供など改良に資するニーズ等の把握する活動を行うことができます。
 - 改良作業：上記ニーズ把握も踏まえて、開発企業は改良作業を行います。
 - 導入後効果検証：改良した機器を事業所で試用して効果を検証します。
- ※改良した機器や導入後効果検証の実施計画によっては、倫理審査の実施が必要になる場合があります。倫理審査会に支払う審査費用は事務局が負担します。

(2) 開発企業と事務局との役割分担

- 本事業で選定された開発企業と事務局との役割分担は下記表の通りです。なお、記載のない事項については、都度、相談・協議の上、決めるものとします。
- 開発企業が行うロボットの改良に係る経費として、1プロジェクトあたり税込最大750万円*まで支援します。

*経費支援は介護事業所ではなく、改良を行う開発企業に対し直接支払います。

*経費支援に関する考え方については「別紙2 経費支援の考え方」を参照してください。なお、経費支援額の上限を超過し、施設課題の解決に資するより良い提案をして頂いても構いません（超過分は応募者の負担）。

区分	開発企業	事務局
募集～選定	✓ 応募申請書の作成	✓ 審査、選定の実施
介護事業所の紹介		✓ 介護事業所の紹介
導入前検証	✓ 介護事業所へのインタビューの実施	✓ 開発企業及び介護事業間の認識合わせの支援
	✓ 調査結果の受領	✓ 介護事業所が選択した課題に対する各種調査の実施（業務時間調査等）
	✓ 導入後検証を行うために必要な ICT 環境等の確認（必要に応じて工事等の実施）	
改良作業	✓ 実施する改良内容及び経費計画の作成	
	✓ 改良作業の実施	✓ 開発企業及び介護事業間の認識合わせの支援 ✓ 改良作業の進捗確認
導入後効果検証	✓ 導入実証時に必要な安全対策の検討・準備、実施計画の作成	✓ 倫理審査会の要否の確認及び、手続き等の支援
	✓ 機器の使用方法に関する説明会の開催	✓ 開発企業及び介護事業間の認識合わせの支援
	✓ 機器トラブルへの対応	✓ 効果を確認するための各種調査の実施
上記終了後	✓ 準備期間中～導入実証期間中の活動内容の記録（実施報告書）の提出	✓ 活動内容の記録（実施報告書）の確認・承認
	✓ 経費支出の実績資料の作成・提出	✓ 経費実績の確認・承認
	✓ 請求書の提出	✓ 請求金額の支払い

3. 募集する介護ロボット等開発企業の概要

(1) 応募資格

応募者は、申請書類を提出する時点で、次に掲げるすべての要件を満たす者であることとします。

- 日本国内に住所を有し、国内法により設立された法人であること
- 神奈川県による指名停止期間中でないこと
- 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- 会社再生法に係る更生手続きの申し立てや民事再生法に係る再生手続き開始の申し立てがなされていないこと
- 反社会的勢力又はそれに関わるものとの関与がないこと
- 法令等若しくは公序良俗に反していない、又は反するおそれがないこと
- 選定された場合、応募者名及び応募内容の概略を公表することに同意できること
- 効果検証の終了後、事務局が作成する公表用の成果広報資料の作成に協力できること

- 事務局が実施するこの事業に基づく各種セミナーなどの広報活動に協力できること。
- 応募者が、神奈川県内に事務所又は事業所を有しない場合は、介護ロボット等の改良や改良後の機器の販売のなかで、神奈川県内に事務所又は事業所を有する中小企業法第2条に定める中小企業者（以下、「中小企業」という）※と連携するよう努めること。

※詳細は下記の中小企業庁のWEBサイトを参照。

URL : <https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

- 応募申請書の提出までに、県の「ロボット企業交流拠点」の利用登録を行うこと。また、応募者が改良を行うにあたって、再委託をする場合、応募者は、再委託先企業に対し、県の「ロボット企業交流拠点」の利用登録を促すこと。

URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sr4/kyoten.html>

(2) 募集件数

5件

(3) 募集する介護ロボット等開発企業に求めること

応募内容が、次に掲げるすべての事項を遵守していることを前提とします。

【安全面への配慮】

- 応募対象の介護ロボット等については、安全面への配慮を最優先事項とする。介護ロボット等のデザインや機能については、利用者に優しいものとし、介護事業所での使用に適さない機能及び違法性のある機器は応募の対象外とする。
- ペースメーカー等、医療機器への影響が懸念される機器については、効果検証の際に周囲への注意喚起をするなど、安全性に最大限に配慮すること。その他、介護事業所の安全・適正な運営の観点から、制限や制約を課す場合がある。
- 次に掲げる事項に該当する機器の導入実証は禁止とする。
 - 火花の発生や火気、発煙を生じ得る機器
 - エンジンその他内燃機関による駆動を必要とする機器
 - 多量の発熱がある機器
 - 高圧ガスや可燃性ガスを使用する機器
 - 騒音・振動・空振を発生させる機器
 - 臭気を発生させる機器
 - 大電力の使用が必要な機器
 - 不安定な化学物質・放射性物質・毒性のある物質を使用する機器
 - 事故や発火が相次いでいる機器
 - 発火歴のあるバッテリーを使用し、その対策が講じられていない機器

- 鋭利な部分を有し、人に危害を加える恐れのある機器
 - 施設における円滑な業務運営に支障が生じる恐れのある機器
 - 医療機器への電波干渉の恐れのある機器
 - その他、公序良俗に反する機器
- 「生活支援ロボット及びロボットシステムの安全確保に関するガイドライン（第一版）」（平成28年6月ロボット革命イニシアティブ協議会）の「4.実証実験実施者の責務」に準拠したものであること。
（生活支援ロボット及びロボットシステムの安全確保に関するガイドライン（第一版）：<https://www.jmfrri.gr.jp/content/files/Open/2016/SWG2GL.pdf>）
 - 効果検証にあたり、介護ロボット等開発企業は、施設の利用者等に危害が及ばないように、施設スタッフに対する説明会、操作研修会等を実施すること。
 - 効果検証開始前及び効果検証中に、追加的な安全対策が必要となった場合には、実証先の介護事業所に協力し安全性の担保に努めること（介護事業所の円滑な業務運営に支障をきたす場合には、プロジェクトを停止又は中止する可能性あり）。
 - 効果検証中に介護ロボット等による事故や苦情が発生した場合、介護事業所及びロボ事務局に過失がない限りは、介護ロボット等開発企業がその責任を負うものとする。
 - 介護ロボット等開発企業は、効果検証による事故等を対象とした賠償責任を補償する保険に加入する（保険料は本事業の経費支援の対象に含む）とともに、効果検証により発生した対人・対物の損害に対し、介護ロボット等開発企業がその費用を負担すること。

【効果検証に使用する介護ロボット等】

- 効果検証に使用する介護ロボット等は、期間中、介護事業所が主体的に運用することを前提とする。そのため、介護ロボット等開発企業は介護事業所に対し、介護ロボット等の適切な運用方法、保管管理方法を提案すること。また、効果検証に先立ち、介護ロボット等開発企業は介護事業所スタッフに対する説明会、操作研修会等を実施すること。
- 効果検証に際して、介護ロボット等開発企業が介護事業所に持ち込んだ機器類及びその他機材に盗難、破損等による損害が生じた場合、あるいは導入実証で取り扱う個人情報漏洩した場合、介護事業所及びロボ事務局に過失がない限りは、介護ロボット等開発企業がその責任を負い、費用を負担すること。
- 効果検証に使用する介護ロボット等は、原則として介護ロボット等開発企業が用意すること。通信回線についても施設の回線の提供は保証しないため、介護ロボット等開発企業にて通信回線を用意すること。
- 無線通信機器を使用する場合は技術、基準適合証明等の認証を受けた製品を使用すること。
- 電気用品については、電気用品安全法で定められた基準に適合した製品を使用する

こと（PSE マークのついた製品を使用すること）。

4. スケジュール

(1) 募集～選定までの流れ

募集～選定までのスケジュールは以下の通りです。

1	募集の開始	令和6年9月12日（木）
2	応募申請書の提出締切	令和6年10月11日（金）17:00 まで（必着）
3	審査会	令和6年10月17日（木）09:30～18:30
4	選定結果の通知	令和6年10月中旬～下旬（予定）

(2) 事業全体の流れ

事業全体のスケジュールは以下の通りです。

区分	9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
開発企業の募集																					
審査																					
選定																					
介護事業所の紹介																					
導入前検証 事務局による調査																					
導入前検証 開発企業によるインタビュー等																					
改良作業																					
導入後検証																					

5. 応募方法

(1) 事業説明会

本事業の説明会をオンラインで開催します。応募を検討されている場合は、必要に応じ、参加をお願いします。説明会では、事業内容及び募集内容について説明、質疑応答を予定しています。

【開催日】

令和6年9月24日（火） 11:00～12:00

【開催形式】

オンライン開催（ZOOM）

※事前に参加登録をされた方に、説明会の URL を送付します。

【参加登録】

説明会に参加を希望される場合は、下記メールアドレスに、企業名/参加者氏名（全員分）を記載したメールを送付してください。

akinori.tani@zenkoukai.jp

(2) 応募申請書

「応募申請書作成要領」に基づき、所定の「応募申請書」に必要事項を記入の上、下記メールアドレス宛に提出してください。

【提出書類】

応募申請書

【提出期限】

令和6年10月11日（金）17:00 まで（必着）

【提出方法】

- ✓ 下記メールアドレス宛に、メールで提出してください。
- ✓ 提出いただく資料はすべて PDF 形式で提出いただき、1 ファイルあたりのファイルサイズは 10MB までとさせていただきます。
- ✓ 提出時のファイル名は「株式会社 XXX（申請者名）_応募申請書」としてください。
- ✓ 提出時のメールの件名は「【神奈川県事業】株式会社 XXX（申請者名）_mmdd（応募日付）」としてください。

＜提出先＞

令和6年度介護ロボット実用化促進事業事務局

メールアドレス：akinori.tani@zenkoukai.jp

6. 審査方法

- 審査会を開催し、次の評価基準に基づき評価を行います。審査委員の合計得点が高い企業を選定します。
- 審査は、応募申請書及び応募者によるプレゼンテーションをもとに行います。プレゼンテーションはオンラインで行うことを予定しています。なお、応募件数が5件以下の場合、プレゼンテーションは行わず、応募申請書をもとに選定します。
- 応募多数の場合、応募申請書による書面審査（予備審査）を行い、書面審査の通過者のみをプレゼンテーション審査の対象とします。
- プレゼンテーション審査会は、下記の時間帯で行います。プレゼンテーション時間は10分、委員による質疑応答は5分を想定しています。
 - 審査会開催期間 令和6年10月17日（木）09:30~18:30

評価基準の項目		審査の視点
1	取組の有効性	応募者が提案する介護ロボット等の活用が、施設が抱える課題の解決につながるか
2	実装への発展性	効果検証の終了後、応募者が提案する介護ロボット等について、介護事業所への実装が期待できるか
3	成果の水平展開の可能性	介護ロボット等の効果検証の成果が、県内の他施設、同種・類似施設の参考事例となるか
4	取組の実施体制	改良作業を適切に完遂できる実施体制があるか
5	取組の安全性	介護ロボット等の安全性が確保されているか。

6	県内経済への波及効果	神奈川県内に事務所又は事業所を有するか。 有しない場合は、改良又は改良後の機器の販売のなかで、神奈川県内に事務所又は事業所と有する中小企業と連携する構想があるか。
---	------------	--

7. 留意事項

- 応募に係る経費は応募者の負担とします。
- 提出された書類は、原則として返却しないものとします。
- 提出期限以降の応募書類の差し替え及び再提出は認めません。ただし、応募書類に軽微な不備があった場合については、別途、事務局から修正・再提出を指示します。
- 次の場合には、審査対象外とさせていただきますので、予めご了承ください。
 - (ア) 応募者が、法令等若しくは公序良俗に違反し、又はそのおそれのある場合
 - (イ) 暴力団等反社会的勢力との関係を過去又は現在において有している場合
 - (ウ) 応募内容に不備がある場合
 - (エ) 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載・申告している場合
 - (オ) 募集要項に定められた提出期限、提出方法及び提出先と適合しない場合
- 審査経過、審査結果に関するお問い合わせには応じられません。
- 応募にあたってご提供いただく個人情報を含む応募書類は以下の取り扱いとします。
 - (ア) 氏名、住所、電話番号、その他の個人情報は「個人情報保護法」に従って適切に取り扱います。
 - (イ) 個人情報は、本事業の審査及び運営の目的に限って利用し、厳重に管理します。
 - (ウ) 個人情報は、神奈川県及び事務局が上記（イ）の目的の範囲内において共同利用します。また、法令等に基づく場合を除き、応募書類を通じて提出いただいた個人情報の取扱を、本人の同意なく、神奈川県及び事務局から第三者に提供することはありません。
 - (エ) 個人情報の開示、訂正、利用停止等若しくは利用目的の通知の請求、又は個人情報に関する苦情の申し出については、【8. お問い合わせ先】まで連絡してください。
- 本事業の実施にあたり、介護ロボット等の改良・開発及び効果検証を通じて発明、その他の知的財産権又はノウハウ等が生み出された場合、それらは介護ロボット等開発企業の帰属とします。また、介護ロボット等が取得したデータについては、その内容に応じて協議することとしますが、個人情報に配慮した上で、原則、介護ロボット等開発企業が当該データを保有することとします。

8. お問い合わせ先

本募集に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

令和6年度介護ロボット実用化促進事業事務局

(受注者：株式会社善光総合研究所)

メールアドレス：akinori.tani@zenkoukai.jp